「流山市暴力団排除条例」(案)に係るパブリックコメント実施要領

## 1 件 名

「流山市暴力団排除条例」(案) に係るパブリックコメントについての意見等 募集

## 2 趣 旨(目的)

暴力団排除に関する基本理念を定めて、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除の推進に必要な事項を定めることにより、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを条例として定め、制定に向けた準備を進めています。

ここに流山市暴力団排除条例の(案)を公表し、皆さんのご意見を募集し ます。

### 3 概 要

## (1) 構成

本条例の構成は、次のとおりの構成となっています。

目的・定義・基本理念

(第1条~第3条)

責務

(第4条~第6条)

推進体制の整備

(第7条~第16条)

#### (2) 策定経過など

暴力団排除条例策定にあたっては、平成23年9月1日千葉県暴力団排除条例が施行され、平成24年3月末現在、県内46市町村が条例を制定しております。千葉県内の市町村として足並みを揃え、同程度の時期に整備することで暴力団の進出・活動の集中を防ぎ、住民の安全を守るために条例を制定することにしました。

ここに「流山市暴力団排除条例」(案)として公表し、市民の皆さまからご 意見をお聴きするパブリックコメントを行うものです。

### 4 意見募集期間

平成24年6月1日(金)~平成24年7月2日(月)【必着】

#### 5 公表案

広報ながれやま(6月1日号)で掲載します。

「流山市暴力団排除条例」(案) は、市ホームページでご覧いただけます。 また、市民生活部コミュニティ課(市役所第2庁舎2階)、市役所情報公開 コーナー、各公民館、各出張所、市民活動推進センターの窓口でも閲覧す ることができます。

## 6 ご意見などの提出方法

自由様式に住所、氏名を明記し、郵便、ファックス、電子メール、直接持 参いずれかの方法で提出(別紙様式・ダウンロード可能)。

お寄せいただいたご意見には、個別には回答できませんが、これに対する 流山市としての考え方とともに、整理したうえで公表します。

# 7 問い合わせ、意見提出先

〒270-0192 流山市役所 市民生活部 コミュニティ課 電話7150-6076 FAX7159-0954 電子メール komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp